

令和2年度機動調査結果（京都大学）

令和3年3月22日
公的研究費の適正な管理に関する有識者会議

1. 目的等

「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文科科学大臣決定）（以下「ガイドライン」という。）第7節に定める機動調査は、緊急・臨時の案件が発生した場合に機動的に対応し、当該案件の関係機関におけるガイドラインに基づく体制整備・運用の状況について把握することを目的として実施するものである。

2. 調査対象・内容等

[調査対象]

○ 京都大学

○ 京都大学は他機関と比べて研究費不正の発生件数が著しく多い状況にあり、内部監査においても同じ内容の指摘事項が複数年度にわたって続いている等の問題が見られたため、平成30年度から特別調査を実施してきた。

特別調査においては、過去の不正事案の再発防止策を実施していること及び内部監査における指摘事項の改善に向けて取り組んでいることが確認できたものの、特別調査開始後も研究費不正が発覚しており、平成27年度以降に認定された研究費不正全49件のうち、京都大学における不正事案は計7件となっている。

研究費不正が頻発していることの重大性に鑑み、度重なる研究費不正の発生要因と再発防止策の効果、及びガイドラインに基づく体制整備・運用の状況について詳細な確認が必要となるため、これまでの特別調査の結果を踏まえ「機動調査」を実施した。

[調査内容]

○ 機関におけるガイドラインに基づく体制整備・運用の状況について、不正事案に係る再発防止策の実施状況を中心に、以下の調査の観点に基づき把握した。

[調査の観点]

- ① 京都大学において研究費不正が頻発していることを踏まえ、再発防止策を実施しているにも関わらず不正が発生する要因（京都大学における背景と原因）について、機関全体の状況を体系的に整理し評価しているか。
- ② 不正を発生させる要因に対応する具体的な不正防止計画を策定し、着実に実施しているか。また、不正を発生させない環境づくりにどのように取り組んでいるか。
- ③ 過去の不正事案に係る再発防止策が、機関全体として計画的に着実に実施されているか。また、その効果をどのように把握しているか。
- ④ コンプライアンス教育等により、不正防止に向けた関係者の意識の向上・浸透が適切に図られているか。また、その効果をどのように把握しているか。

[調査体制・方法]

- 「公的研究費の適正な管理に関する有識者会議」（以下「有識者会議」という。）において、所要の調査審議を実施した。
- 機関が提出した機動調査事前質問事項の回答、不正事案の最終報告書及び過去3年間の内部監査結果に基づき、「書面調査」及び「現地調査」を実施した。

3. 調査経過

令和2年11月19日	有識者会議で機動調査の実施方針の審議・決定
12月17日～	書面調査
令和3年3月11日、12日	現地調査
3月22日	有識者会議で機動調査結果の審議・決定

4. 調査結果の総合所見

- 京都大学については、平成30年度に実施した特別調査及びその後の対応状況の報告により、過去の不正事案の再発防止策を実施していること及び内部監査における指摘事項の改善に向けて取り組んでいることを確認しており、本機動調査においても、ガイドラインに基づいて公的研究費の管理・監査のための所要の体制は整備されていることを確認した。
- 個々の不正事案に対する再発防止策としては、事務手続上の不備の是正、チェック機能の強化、コンプライアンス教育の徹底等の対策が実施されていることを確認した。一方で、不正事案が頻発している事態については、根本的な要因の分析には至っておらず、表面的な分析のみで対策も外形的なものにとどまっていた。
不正を起こさせない組織風土を形成するためには、外形的な対応にとどまらず、原因の分析とリスク評価を十分に行った上で実効的なリスクマネジメントを行い、対策を実質的に機能させる必要がある。また、対策を実施するに当たっては、組織として全体にビジョンを共有するとともに、適正なガバナンスのために本部と部局の役割を整理した上で取り組むことが重要である。
- 過去の不正事案を踏まえてコンプライアンス教育の充実を図っているものの、教職員に対してどの程度意識が浸透しているのかが明らかでなかった。これまで発生した不正事案においては研究者の規範意識の欠如が不正発生要因として挙げられており、教職員の意識改革が重要であることから、コンプライアンス教育の効果を把握・分析した上で実効性のある取組を実施することが必要である。
- 本機動調査の結果概要は以上のとおりであり、機関の管理体制の運用に不備があったため、令和4年3月25日を履行期限とする管理条件を付与するとともに、フォローアップ調査の対象として管理条件の履行状況をモニタリングすることとする。
- これまでの不正事案に対する再発防止策を確実に実施することも含め、最高管理責任者の下、統括管理責任者が監事と連携した上で「不正発生要因の分析とリスクマネジメント」、「教職員の意識改革」、「監事との連携強化」など、公的研究費の管理・監査体制及び機関のガバナンス体制について不断の改善を図っていくことが求められる。

5. 機関に付与する管理条件

- 令和2年8月まで実施状況を報告してきた不正事案に対する再発防止策を含め、次の事項を確実に実施すること。
 - ・京都大学において繰り返し不正が発生している要因を分析・評価し、リスクマネジメントを行うとともに、本部、部局の果たす役割を明確化して不正防止計画に反映すること。
 - ・不正を起こさせない組織風土を形成するため、コンプライアンス教育及び啓発活動を体系的に評価・整理し、教職員の意識改革に資する実効性のある取組として実施すること。
 - ・最高管理責任者は内部監査部門及び監事との連携を強化して、組織的牽制機能の充実に取り組むこと。
 - ・再発防止策には、具体的な指標を設け取り組むこと。

6. 今後の取組

- フォローアップ調査の対象機関として、管理条件の履行状況について四半期ごとに進捗状況の報告を求めて把握する。

- 調査の結果は、機関に通知するとともに、文部科学省ホームページで公表する。